

地方創生推進交付金を活用した移住支援について

平成30年10月31日

<現状>

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

<ねらい>

- 東京一極集中の是正
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援

3. 地方における外国人材の活用

- ・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
- ・外国人留学修了者が円滑に就労しやすくするための、在留資格の変更手続きの簡素化等

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

5. 子供の農山漁村体験の充実

6. 企業版ふるさと納税の活用促進

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

地方創生推進交付金を活用した移住支援について（案）

基本目標

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

（まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版（平成29年12月22日閣議決定））

平成31年度概算要求時点

目的	東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
支援対象者	東京圏から東京圏以外の道府県への移住者
事業主体	地方公共団体
支援内容	移住に要する費用など
金額	中小企業等に就業した場合 最大100万円（国費 50万円） 起業した場合 最大300万円（国費150万円）

留意点

- ・ 東京一極集中是正のための制度（地方拠点強化税制（移転型）や大学の学部の収容定員）との整合性
- ・ 東京圏における条件不利地域の取扱
- ・ 制度施行に当たって実効性の確保

移住支援の考え方

- **東京23区の在住者及び東京23区への通勤者を対象**としてはどうか。
- 東京圏内であっても**条件不利地域については、配慮が必要**ではないか。
- また、移住施策においては、地域への定着に向けた**移住者へのフォローを行うための体制整備が重要**ではないか。

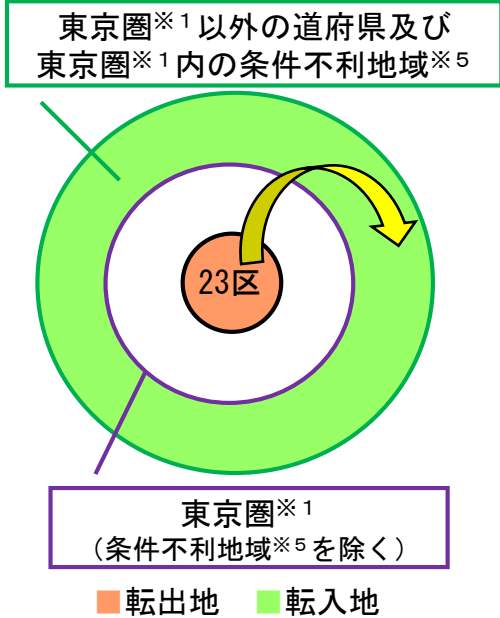
平成31年度予算要求【地方創生推進交付金を活用した移住支援】

検討中

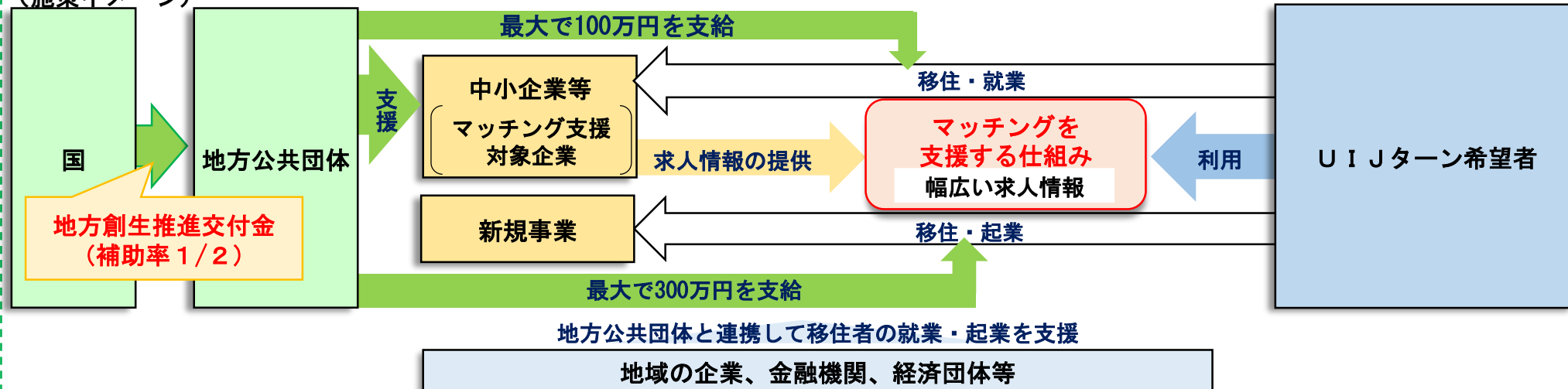
目的	東京圏※ ¹ からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
支援対象者	以下の①から③の全ての要件を満たす者 ① 23区在住者又は23区への通勤者※ ² ② 東京圏※ ¹ 以外の道府県に移住した者※ ³ ③ 移住地で中小企業等※ ⁴ に就業又は起業した者
事業主体	地方公共団体
支援内容	移住に要する費用など
金額	中小企業等※ ⁴ に就業した場合 最大100万円 （国費 50万円） 起業した場合 最大300万円 （国費150万円）

- ※¹ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県。
- ※² 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※⁵在住者を除く。
- ※³ 東京圏の条件不利地域※⁵に移住した者を含む。
- ※⁴ 地方公共団体がマッチング支援の対象※⁶とした中小企業等に限る。
- ※⁵ 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。
- ※⁶ 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

(支援地域等イメージ)



(施策イメージ)



これまでの地方創生の制度例と今回の移住支援（予算要求案）

	地方拠点強化税制 (移転型)	大学の学部の収容定員	移住支援 (予算要求案)
①目的・ 施策内容	企業の本社機能の23区からの移転を支援するためオフィス減税等を実施	地域における若者の修学・就業の促進の一環として、23区の大学の学部の収容定員抑制	東京圏※ ¹ からのUIJターンの促進、地方の担い手不足対策のため、移住に要する費用などを支援
②転出地・ 抑制地域	23区の企業	23区の大学の学部	〔 23区の企業等 〕
③上記②の 関係者	〔 23区の企業への通勤者 〕	〔 23区の大学の学部への通学者 〕	23区の在住者・ 23区への通勤者 (東京圏※ ¹ の条件不利地域※ ² 在住者を除く) + ・ 地方の中小企業等に就業 (正規雇用) ・ 地方で起業
④転出地等 凡例： ■ 転出地、 抑制対象 ■ 転入地	<p>地方</p>	<p>地方</p>	<p>地方</p>
転入地	<p>首都圏整備法における既成市街地・近郊整備地帯以外</p>	<p>首都圏整備法における既成市街地・近郊整備地帯</p>	<p>東京圏※¹ (条件不利地域※²を除く) 以外</p>

※¹ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

※² 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）